

男女共同参画に関するアンケート調査のお知らせ

令和6年度からの「吉野川市第4次男女共同参画基本計画」を策定するにあたり、アンケート調査を実施しますので協力をお願いします。

対象者 ・18歳以上で本市に住民登録のある方の中から無作為に抽出した1,000名の方および市内に所在する事業所で無作為に抽出した200事業所。
・本市の市立中学校の2年生（学校にて調査実施および回収）

調査期間 10月24日(月)～11月30日(水)

調査方法

郵送配布、郵送回収（返信用封筒を同封）またはWeb回答（調査票の二次元コードからも回答が可能）

調査票の取扱について

回答は無記名であり、プライバシー保護はもとより本調査の目的以外に利用することはありません。

問い合わせ | 人権課 ☎ 22-2229 FAX 22-2260

生活トピックス

吉野川市でNEW OPEN!
Yoshinogawa
吉野川
Marché

毎月第3日曜日開催(年内)
第2回 11月20日(日)
第3回 12月18日(日)

駅前イベント広場
駅前通り
ポケットパーク
日本フネ市市民プラザ
ツドイニワ

▼至道線192号線

1 **New** 吉野川市で初開催!
2 **とくしまマルシェ** × **ピザ** × **ピザ**
3 **出店舗30店!**

令和4年 **10月16日(日)**
9:00～14:00
場所 | 吉野川市鴨島駅周辺から日本フネ市市民プラザまでの間

魅力ある品を100名程度プレゼント!

お問い合わせ | 吉野川市商工会 ☎ 22-2224 FAX 22-2260
HP: <http://www.yoshinogawa-city.jp>

「出張労働相談会（西部）」を開催

「解雇・退職・賃金未払・パワハラなど、ぜひこの機会に相談してください!」

と き 10月23日(日) 午後1時から4時まで(受付は午後0時45分から3時30分まで)

と ころ 穴吹農村環境改善センター(美馬市穴吹町穴吹字安成73)

申し込み 予約優先 予約受付は10月21日(金) 午後3時まで

電話、メール、電子申請にて受け付けます。

相 談 料 無料(労働者、経営者いずれの方も利用できます)

徳島県労働委員会では、労使間トラブルの解決のお手伝いをするため、相談やあっせん申請を随時受け付けています。

電子申請
二次元コード▶



ホームページ
二次元コード



Facebook
二次元コード

●お問い合わせ
徳島県労働委員会事務局 ☎088(621)3234 FAX088(621)2889 メール roudouinkai@pref.tokushima.jp

吉野川市スーパープレミアム付き商品券の利用期限のお知らせ

吉野川市スーパープレミアム付き商品券の**利用期限は10月31日(月)まで**です。利用期間を過ぎた場合は、無効となり利用できなくなりますので、注意してください。

商品券登録店の方へ
取扱店舗における商品券の換金は、11月30日(水)となっていますので、期間内での換金を行ってください。



吉野川市スーパープレミアム付き商品券発行委員会事務局

商工観光課 ☎ 22-2226 FAX 22-2237

吉野川商工会議所 ☎ 24-2274 FAX 24-2288

吉野川市商工会 ☎ 42-5642 FAX 42-5349

問い合わせ

公有財産の売却

本市では、不用となった公有財産を、「KSI 官公庁オークション」のインターネットシステムを利用して売却しています。

参加方法や売却物件などは下記二次元コードから確認してください。

※次回は、10月21日(金)

午後1時公開開始です。



二次元コード



問い合わせ | 管財システム課
☎ 22-2234 FAX 22-2244

行政相談週間

10月17日(月)から23日(日)は「行政相談週間」です。

「行政相談週間」は、行政相談制度を広く皆さんにお知らせし、気軽に利用していただくために総務省が全国一斉に実施しています。今年も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため特設会場は開設できませんが、行政などへの苦情や意見・要望がある方は、本誌裏表紙のよしがわ市民カレンダーに掲載の「行政相談」を活用してください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

問い合わせ | 生活あんしん課
☎ 22-2269 FAX 22-2245

障がい者虐待に気づいたら速やかに通報を!

障害者虐待防止法では、虐待に気づいた人は通報することが義務付けられています。

通報した人が特定されないように、秘密は法律により堅く守られます。

身体的虐待 殴る、蹴る、熱湯をかけるなど暴力によって痛みを与える行為

性的虐待 性的行為の強要、わいせつな言葉が発するなどの行為

放棄・放任(ネグレクト) 適切な食事を与えない、病気がけがをしても受診させないなどの行為

心理的虐待 言葉による脅し、無視、侮辱する言葉を浴びせるなどの行為

経済的虐待 日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の同意なしに年金などを管理して渡さないなどの行為

平日午前8時30分～午後5時15分
市障がい者虐待防止センター
(社会福祉課内)

☎ 22-2263 FAX 22-2260

平日夜間(午後5時15分～翌午前8時30分)

土日祝日・年末年始

障害者支援施設 野菊の里

☎ 24-6168 FAX 24-6144

問い合わせ
連絡先